

ARIBからのお知らせ

InterBEE 2010における
ARIB TR-B31「ファイルベースによる番組交換方式技術資料」
協賛展示プログラム参加について

当会のスタジオ設備開発部会・放送素材ファイルフォーマット検討作業班では、ARIB TR-B31「ファイルベースによる番組交換方式技術資料」が定める番組交換方式をより多くの関係者に知っていただくために、「InterBEE 2010 ARIB TR-B31協賛展示プログラム」を企画しました。

関係する会員の皆様には、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 InterBEE 2010 ARIB TR-B31協賛展示プログラムの概要

- InterBEE 2010に出展し、ARIB TR-B31に関連する製品、技術、提案等の展示・発表を予定する企業に対して、ARIB事務局から本プログラム用に作成したロゴ(案)(下図)を支給します。
- ロゴは、InterBEE 2010開催期間中(11月17日～11月19日)に、ARIB TR-B31関連展示・発表において、本企画の趣旨の範囲内で本プログラム参加企業が自由に使用することができます。
- 本プログラム参加企業一覧をARIBホームページに掲載する予定です。
- InterBEE 2010来場者に対して、複数のARIB TR-B31関連展示・発表を網羅的に案内することで、TR-B31の利活用方法の効率的な周知を図ることができます。



2 InterBEE 2010 ARIB TR-B31協賛展示プログラムの参加要領

- (1) 対象者： InterBEE 2010に出展し、ARIB TR-B31に関連する製品、技術、提案等の展示・発表を予定する企業
- (2) 申込み： 本プログラムに参加を希望する企業は、申込書*に記入のうえ、10月31日までにARIB事務局宛にE-mailにてお申し込みください。
ロゴは、申込み受け付け次第支給いたします。

* <http://www.arib.or.jp/osirase/oshirase/osirase100910-2.doc>

- (3) 参加費： 無料

3 問い合わせ先

ARIB事務局： 研究開発本部 放送グループ 馬場 栄

TEL 03-5510-8597 FAX 03-3592-1103 E-mail baba@arib.or.jp

※ ARIB TR-B31 「ファイルベースによる番組交換方式技術資料」について
本技術資料は、2010年4月26日に策定され、日本のデジタル放送における、映像／音声データ、メタデータ、字幕データ等を、放送事業者及びコンテンツ制作事業者などのプロダクションー放送事業者の相互間でファイル形式によって交換する方式について定めています。

(http://www.arib.or.jp/tyosakenkyu/kikaku_hoso/hoso_gijutsu_number.html)

総務省からのお知らせ

電気通信サービスの加入契約数等の状況

(平成22年8月31日総務省報道資料から)

総務省では、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の規定に基づき、電気通信事業者から報告のあった平成22年6月末時点での電気通信サービスの加入契約数等について取りまとめました。

概要は、次のとおりです（詳細は別紙*を御覧ください。）。

1 加入電話及びISDN

平成22年6月末時点での加入電話及びISDNの加入契約数の合計は4,237.4万加入で、前年同期と比較して8.4%減と引き続き減少傾向を示しています。また、NTT東西の加入電話及びISDNの加入契約数の合計においても3,705.8万加入で、引き続き減少傾向を示しています。

2 IP電話利用数

平成22年6月末時点でのIP電話の利用数は2,371.0万件であり、前年同期と比較して13.3%増と引き続き増加傾向を示しています。

特に、0AB～J-IP電話の利用数の伸びが顕著で、前年同期と比較して27.8%増となっています

(単位:万加入・万件)

	加入電話+ISDN	計	IP電話		携帯電話+PHS
			㊦ち0ABJ-IP	㊦ち050-IP	
平成22年6月末	4,237.4	2,371.0	1,537.8	833.2	11,759.9
平成21年6月末	4,626.9	2,092.0	1,203.3	888.7	11,302.5
増減数	-389.5	279.0	334.5	-55.5	457.4
(増減率)	(-8.4%)	(13.3%)	(27.8%)	(-6.2%)	(4.0%)

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合があります（別紙においても同じ。）。

3 携帯電話及びPHS

平成22年6月末時点での携帯電話及びPHSの加入契約数の合計は、1億1,759.9万加入で、前年同期と比較して4.0%増と引き続き堅調な伸びを示しています。

* 別紙については<http://www.soumu.go.jp/main_content/000079058.pdf>をご参照ください。

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に係る
電波監理審議会からの答申及び同省令案に係る意見募集の結果

－マイクロ波帯UWB（超広帯域）無線システムに関する制度整備－

（平成22年9月8日総務省報道資料から）

総務省は、マイクロ波帯を用いたUWB（超広帯域）無線システムに関する制度整備のため、無線設備規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第105号）の一部を改正する省令案について、平成22年7月14日（水）に電波監理審議会（会長：原島 博 東京大学名誉教授）に諮問したところ、本日、同審議会から原案を適当とする旨の答申を受けました。

また、諮問した省令案について、平成22年7月14日（水）から同年8月16日（月）までの間、意見募集を行ったところ、4件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する考え方を併せて公表します。

1 諮問の背景

マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムは、平成18年8月に制度化され、その際、3.4GHz以上4.8GHz以下の周波数の電波を使用するものは、干渉軽減機能を有することとされました。そのうち、4.2GHz以上4.8GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、電波の有効利用及びUWB無線システムの早期導入・普及の観点から、経過措置を設け平成20年12月末までは干渉を軽減する機能を有することを要しないとされました。その後、当該経過措置に関し、平成20年8月に第4世代移動通信システムの当該帯域への導入に向けた検討状況等を考慮し、干渉を軽減する機能を有することを要しない

とされた期限（以下「経過措置期間」）を2年間延長し平成22年12月末までとしました。

今般、UWB無線システムの普及状況及び第4世代移動通信システムの導入時期を勘案し、経過措置期間を3年間延長し、平成25年12月末までとするよう、関係する省令を改正するものです。



2 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する考え方は別紙*のとおりです。

3 今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに当該省令の改正を行う予定です。

< 関係報道資料 >

- 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に係る電波監理審議会への諮問及び同省令案に係る意見募集（平成22年7月14日）

< http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/32301.html >

* 別紙については < http://www.soumu.go.jp/main_content/000080991.pdf > をご参照ください。

編集後記

「食べるラー油」は食してみましたか。辛いのは苦手だからと言わずに、一度味わってみてください。餃子のタレに入れるラー油とは大違いのやさしい辛さですので、まったく問題ありません。

「食べるラー油」は、粗挽き唐辛子で抽出した鮮やかな色のラー油の中に大量のフライドガーリックやフライドオニオンが入っており、調味料で味を調整していますので、口に入れると程よい辛さ、カリカリとした食感と香ばしさが口の中に広がります。

食べ方としては、豆腐や納豆、うどん、サラダ、和え物などにかかけたり、混ぜたりするなど色々ありますが、何と言っても美味しかったのは“ご飯にかけて食べる”です。是非ともお試しください。

実は今、全国で100種以上の「食べるラー油」が出回っていると言われてい
ます。皆さんも帰省したり、旅行に行ったりしたときは、ご当地の「食べるラー
油」を見つけてみてください。

さらに、「飲むラー油」も登場しているようですので、見つけた方はチャレン
ジしてみてください。

なお、ガーリックをたっぷり使っておりますので、お口のエチケットには注意
が必要です。

(編集子：bsj)

[ページの先頭に戻る ▲](#)